

## 大牟田市認知症地域支援推進員配置業務委託仕様書

### 1 業務名

大牟田市認知症地域支援推進員配置業務  
(介護保険法(以下「法」という。)第115条の45第2項第6号に基づく事業)

### 2 期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

### 3 目的

認知症の人及びその家族への効果的な支援を行うため、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の構築を図ることを目的として事業の企画・調整等を担う認知症地域支援推進員(以下「推進員」という。)を配置する。

### 4 業務内容

本業務受託者(以下、「受託者」という。)は、次に掲げる業務を実施すること。  
業務実施にあたっては、本仕様書のほか法及び国からの通知等に準拠すること。

#### (1)推進員の配置

大牟田市福祉課地域支援担当の執務室内に常勤換算1名以上を配置すること。

#### (2)推進員の業務

推進員は関係機関の連携強化や地域における当事者・家族の支援体制の構築を目的とし本業務を実施する。

##### ①医療・介護等の支援ネットワークの構築

認知症の人に対し、状況に応じた適切なサービスが提供されるよう、大牟田市認知症コーディネーター養成研修修了生(以下、「修了生」という。)、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業所及び地域の支援機関等との連携を図るための取組みや、認知症ケアパスの見直し・編集を行う。

##### ②関係機関と連携した事業の企画・調整

認知症に関する正しい知識と理解に基づく地域単位で総合的かつ継続的な支援体制を構築するため、修了生等の関係者と連携しながら以下の取組みの企画及び調整を行う。

ア ほっとあんしんネットワーク模擬訓練

イ 認知症地域支援啓発交流事業(絵本教室、認知症サポーター養成講座、認知症バリアフリーアクション等)

ウ 認知症の当事者及び介護家族の支援(一体的支援プログラム、認知症カフェ等)

##### ③相談支援・支援体制構築

認知症の人とその家族等に対する相談支援や支援体制を構築するため、以下の取組みの調整を行う。

ア 認知症なんでも相談室

イ 脳の健康チェック・もの忘れ相談会

ウ 認知症サポートチーム、初期集中支援チーム

## 5 推進員の要件

配置する推進員の要件は下記の全てを満たす者とする。

- (1) 法人が直接雇用している者
- (2) 認知症の医療や介護における実務経験を有する者で以下のいずれかの要件を満たす者
  - ① 認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士又は介護支援専門員
  - ② 上記①以外で認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として市が認めた者(例:認知症介護指導者養成研修修了者等)
- (3) 大牟田市認知症コーディネーター養成研修の修了生または受講予定者

## 6 研修等

受託者は、配置する推進員に研修等の機会を確保するなど、その資質向上に努めること。

## 7 事業実績等の報告

受託者は、事業終了後、速やかに事業実績報告書及び収支決算書を作成し、提出すること。なお、報告書の様式については任意とする。

## 8 実施計画書の作成等

受託者は、本業務を開始するに当たり、実施計画書をあらかじめ作成し、契約締結後30日以内に市に提出して承認を受けなければならない。また、実施計画を変更する場合は、あらかじめ市と協議し承認を得ること。

実施計画書には次に掲げる事項を記載すること。なお、契約期間中に内容に変更があった場合には速やかに届け出ること。

- (1) 業務実施体制(業務従事者職名・氏名・連絡先等)
- (2) その他業務実施に当たって必要な事項

## 9 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 個人情報保護

受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、本業務を行うにあたっては、以下に掲げる事項を遵守するとともに、個人情報の保護に関する法律に基づき、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

#### ① 業務従事者への教育の実施

受託者は業務従事者に対して、個人情報の保護に関する法律の規定を周知し、在職中及び退職後において、業務による事務に関して知り得た個人情報を他人に知ら

せ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護のために必要な教育を行い、これらの事項を遵守させなければならない。

#### ②事故発生時の報告

個人情報の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、直ちに市に報告し、その指示に従わなければならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (2)守秘義務

受託者は、契約の履行に際して知り得た秘密を契約の存続期間はもとより、契約の終了後及び解除後においても、他人に漏えいしてはならない。

### 10 業務の引継ぎ

この契約の履行期間が満了するとき又は契約書に基づく契約の解除があるときで引き継ぎの必要があるときは、受託者は、業務の遂行に関する留意事項等を取りまとめた引継書を作成し、市に引き渡すものとする。

### 11 その他

(1)受託者は、本業務の実施に当たり、労働関係諸法令その他関係法令を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。

(2)本業務の実施に当たり、市と連携を密にし、疑義が生じた場合は、市、受託者双方が協議の上、これを処理する。

(3)本業務により得られたデータ及び成果品は、市に帰属するものとし、許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

(4)著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。

(5)市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。

(6)本業務の実施に当たっては、当事者のかかりつけ医や事業所、地域包括支援センターとの緊密な連携体制を確保し、利用者への対応や情報の提供等の協力を努める。

(7)この仕様書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、市と受託者が協議の上、別途定めるものとする。